

# 森林における開発行為について

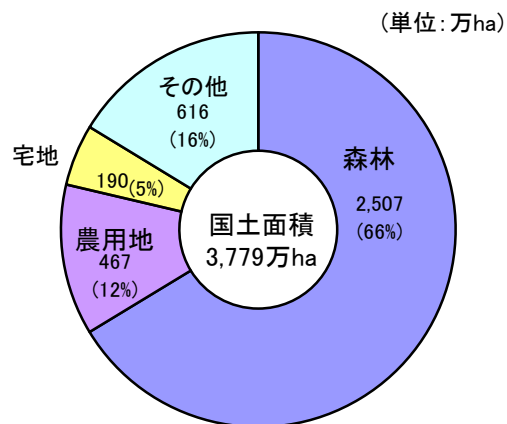
---

平成26年8月5日  
林野庁 治山課

# 1 日本の森林の現状

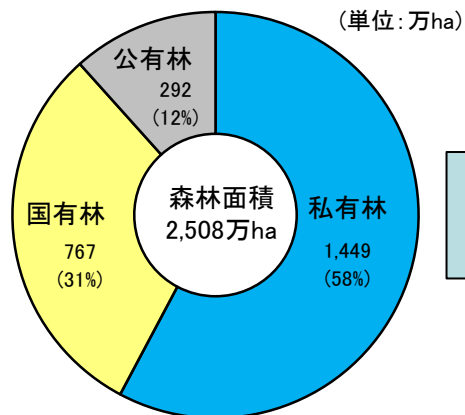
- 我が国は世界有数の森林国。国土面積(約38万km<sup>2</sup>)に占める森林面積(約25万km<sup>2</sup>)の割合は約2/3。
- 我が国の森林の約7割(約17万km<sup>2</sup>)が民有林(公有林+私有林)。
- 我が国の国土は険しい山地が占め、河川の勾配は急になっている。
- 最近20~30年は、少雨の年と多雨の年の年降水量の開きが次第に大きくなってきている。

## ■ 国土面積の内訳



資料: 国土交通省「平成23年度土地に関する動向」  
(国土面積は平成22年末現在)

## ■ 森林面積の内訳

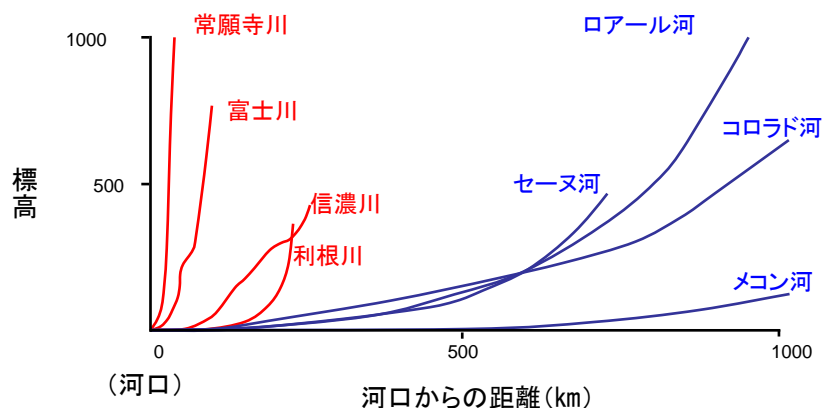


資料: 林野庁「森林資源の現況」  
(平成24年3月31日現在)

公有林(292万ha)  
+ 私有林(1,449万ha)  
→ 民有林(1,741万ha、69%)

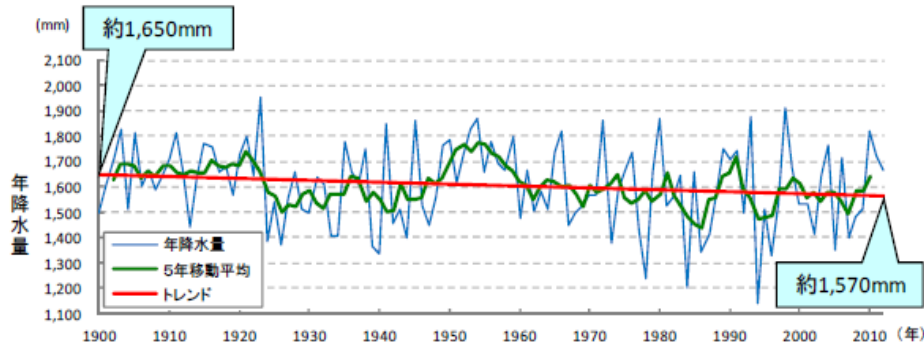
## ■ 急峻な地形

河川延長と勾配 (1972 山本)



日本の国土の多くは険しい山地が占め、河川の勾配は急になっています。

## ■ 年降水量の経年変化

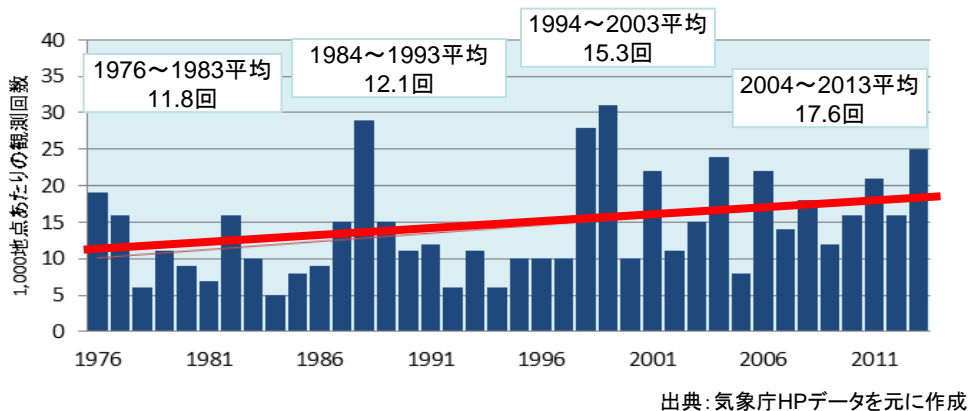


年降水量の経年変化をみると、1965年頃から少雨の年が多くなっており、特に最近20~30年間は、少雨の年と多雨の年の年降水量の開きが次第に大きくなってきています。

# 2 近年の山地災害発生状況

- 我が国の森林は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、集中豪雨や地震等が頻発することから、毎年各地で多くの山地災害が発生。
- 近年、1時間降水量80mm以上となる集中豪雨が増加傾向にあり、災害発生リスクが高まっている。
- 平成元年以降、年平均発生箇所数は約3,700箇所。また、人的被害や家屋等への被害も毎年発生。
- 災害が発生すれば、その影響は行政区界等を超えて広域に影響。

## 1時間降水量80mm以上の発生回数



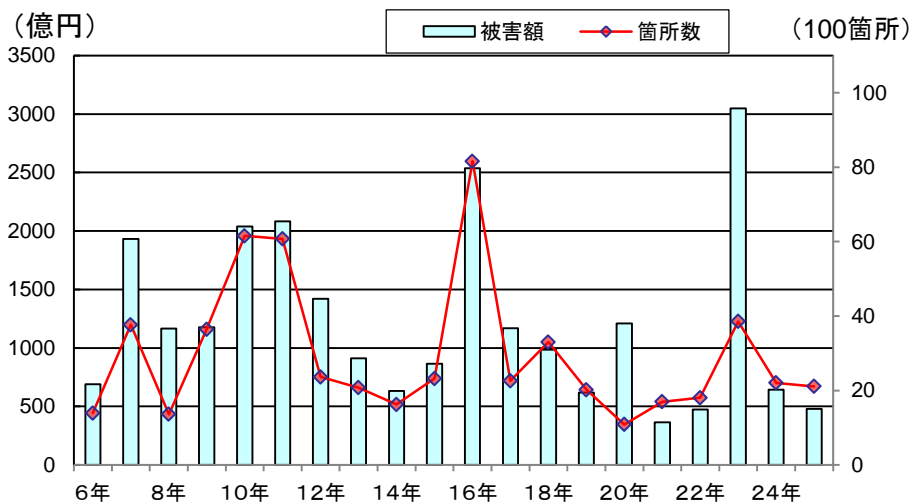
## 災害の発生状況の事例



島根県鹿足郡津和野町  
(H25.7.28発生豪雨災害)

長野県木曾郡南木曾町  
(H26.7.9発生台風第8号災害)

## 近年の山地災害の発生状況



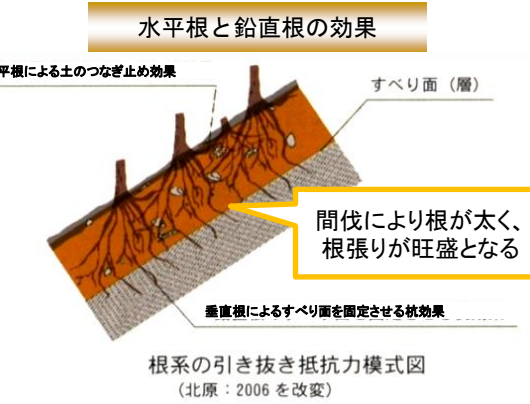
兵庫県朝来市・佐用郡佐用町 (H21.8.9発生台風9号災害)

# 3 森林の多面的機能

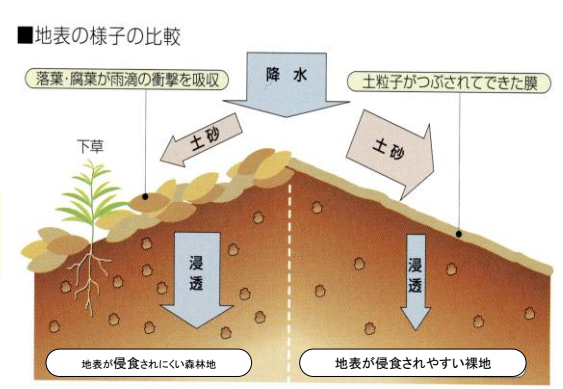
- 森林は、山地災害の防止、洪水の緩和、水資源の涵養、生活環境の保全などの多面にわたる機能を発揮しており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要。
- 国民の森林に期待する働きは、災害防止、温暖化防止、水資源かん養などが上位。
- 森林の災害防止機能が発揮されず、災害がひとたび発生すれば国民の生命・財産に直接影響するとともに、交通や物流の遮断等により国民生活や経済活動に広範囲に影響。

## ■ 森林の多面的機能

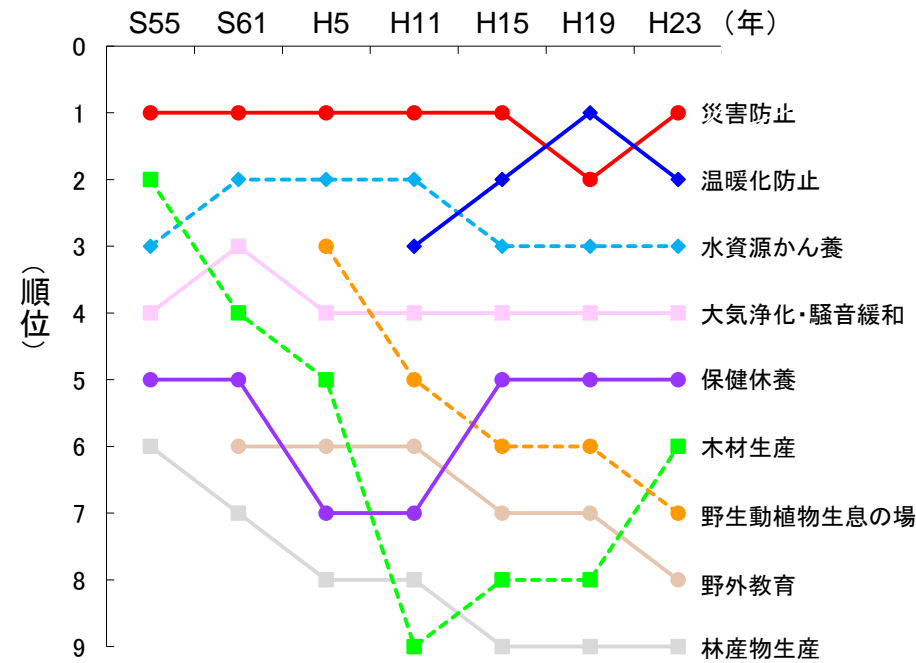
### 【表層崩壊防止機能】



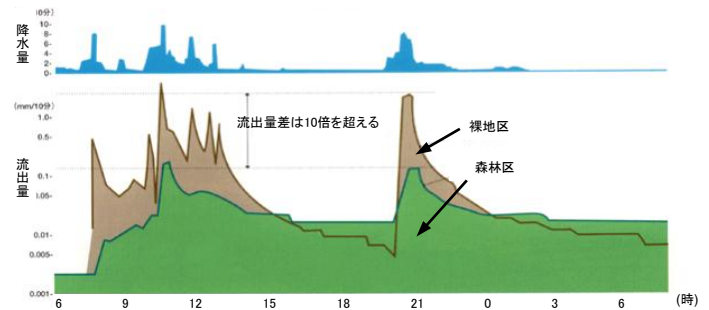
### 【表面侵食防止機能】



## ■ 国民の森林に期待する働き



### 【洪水緩和機能】



出典：福嶋義宏「田上山地の裸地斜面と植栽知者面の雨水流出解析」(1977)

資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年)  
 注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。  
 注2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。

# 4 林地開発許可制度

- 公益的機能の発揮が特に求められる森林については、保安林制度により維持・保全を図ってきたところ。
- 保安林以外の普通林も、水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与。一方、ゴルフ場、レジャー施設等の無秩序な形での開発が社会問題化。
- このため、森林の開発に当たっては、こうした森林の持つ機能が損なわれないよう適正に行うための林地開発許可制度を導入。
- 許可に当たっては、対象森林の立地や気象条件等を踏まえ、技術的・専門的な観点から、技術専門の職員が審査。また、許可をしようとするときは、知事は市町村長の意見を聴取。

## ■ 林地開発許可の対象となる森林

- 地域森林計画の対象となる民有林

- ※ 国有林と保安林以外の森林の殆どが対象
- ※ 地域森林計画は都道府県知事が策定

## ■ 林地開発許可の対象となる開発行為

- 土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行うことによる **1haを超えての開発行為**

例) 住宅造成、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場やスキー場、遊園地などのレジャー施設、工場、採石場、土捨て場、道路 など

## ■ 監督処分

- 無許可開発や違反行為に対して、**中止命令や復旧命令の監督処分**を実施
- 監督処分に従わない場合は、**告発や行政代執行**を実施

## ■ 林地開発許可の基準

### 災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

### 水害の防止

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと

### 水の確保

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

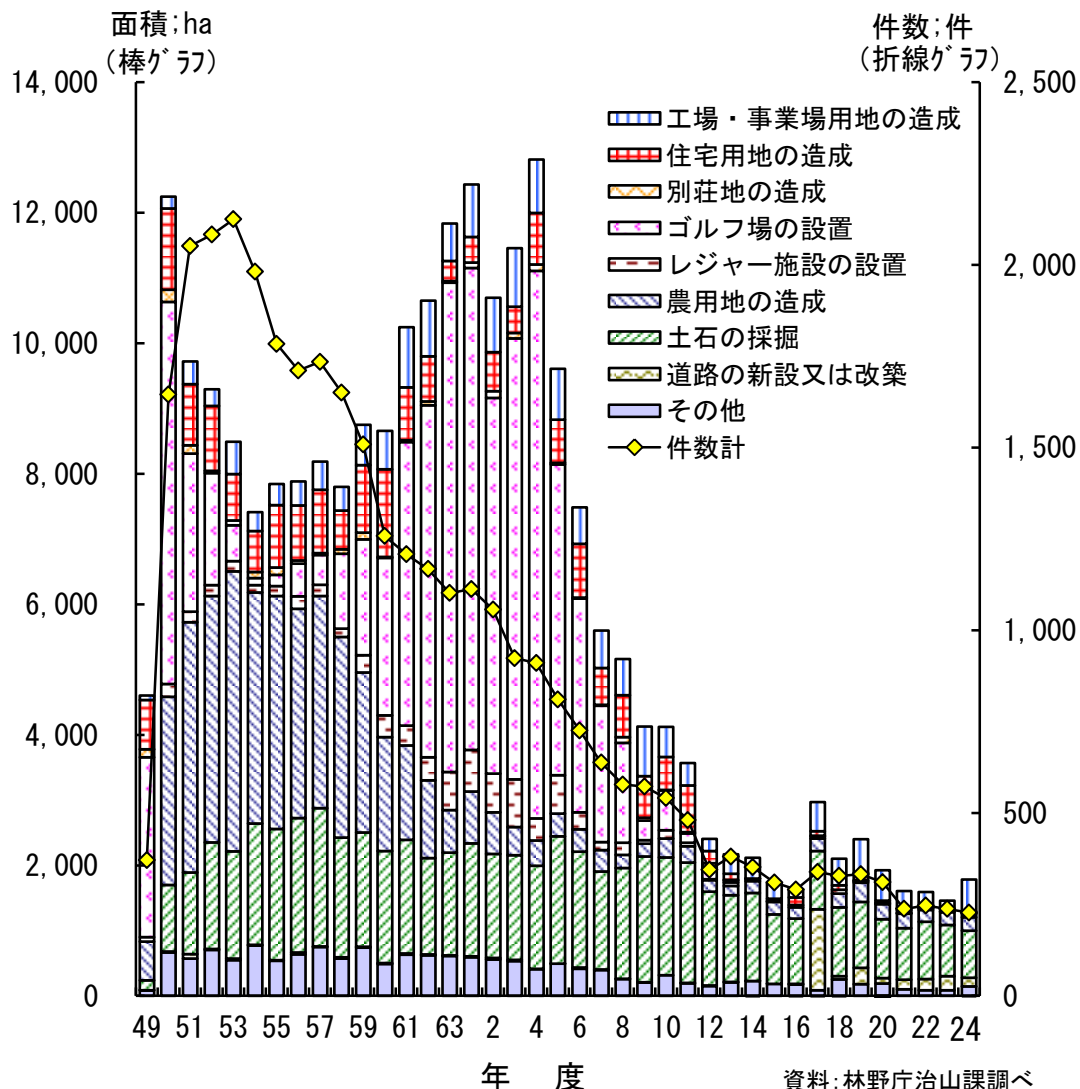
### 環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと

# 5 林地開発許可の実績

- 近年、林地開発許可処分は、年間200件程度で推移。
- 都道府県数で単純平均すると、1都道府県あたりの平均許可処分件数は約5件/年であり、1市町村における許可事案の発生は、おおむね10年に1件程度と推計。

## ■ 林地開発許可処分の推移



## ■ 近年の林地開発許可処分の状況

年度	全国合計件数
H22	247
H23	238
H24	228



年度	平均件数	
	1都道府県あたり	1市町村あたり
H22	5	0.2
H23	5	0.1
H24	5	0.1

資料:林野庁治山課調べ

注1:1都道府県あたりの平均は、全国合計の件数を都道府県数(47)で割ったもの

注2:1市町村あたりの平均は、全国合計の件数を地域森林計画対象民有林が所在する全市町村数(1,616)で割ったもの

# 林地開発許可制度の概要

## 1. 趣旨

林地開発許可制度は、保安林以外の森林において開発行為を行う場合に、開発の対象となる森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、森林での一定規模を超える開発行為を都道府県知事の許可制としたものである。

## 2. 許可制の対象となる森林等

### (1) 対象森林

保安林以外の民有林

### (2) 許可制の対象となる開発行為

土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、次の規模を超えるもの

- ① 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路の幅員3メートル
- ② その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタール

### (3) 適用除外

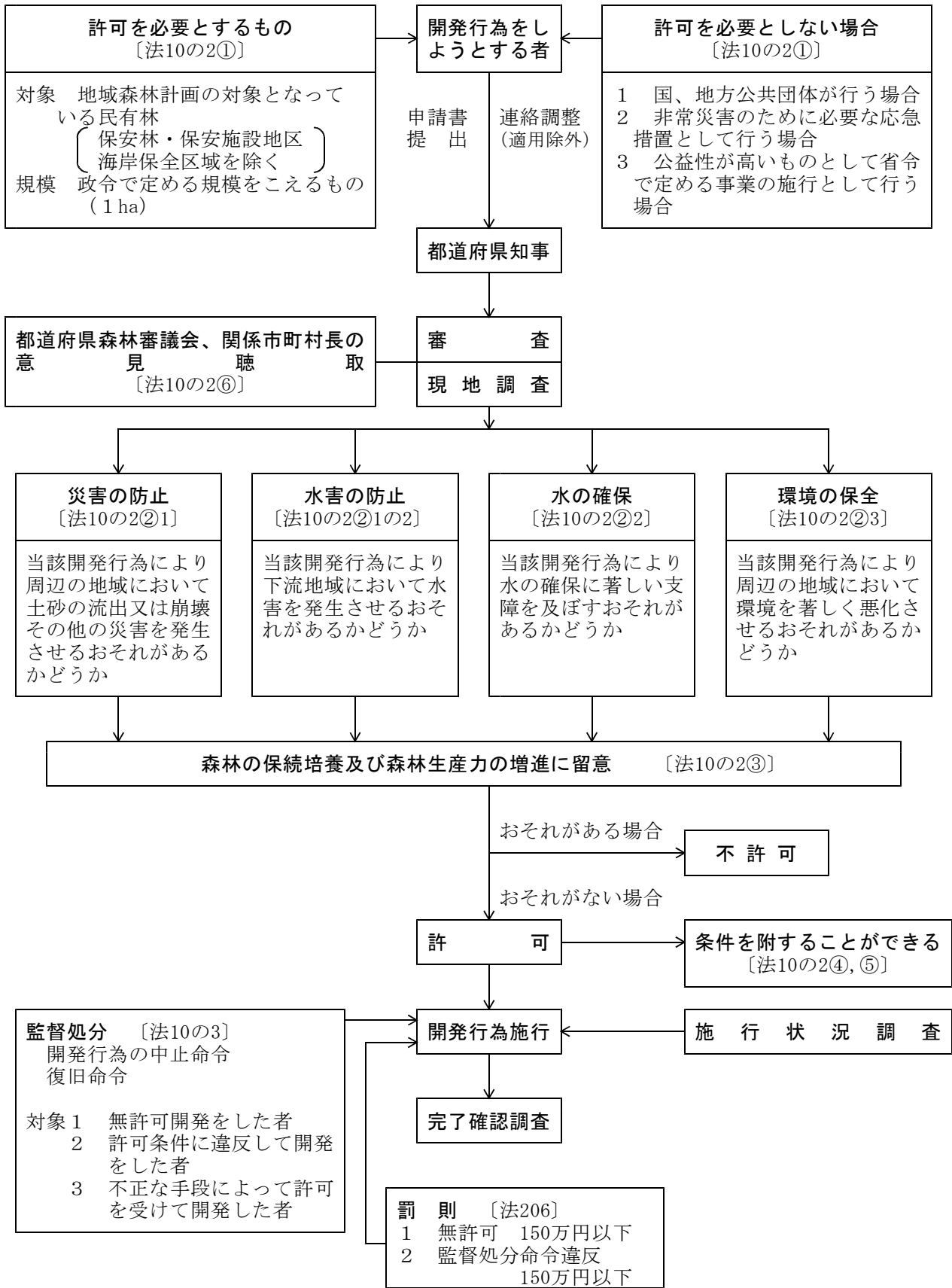
- ① 国、地方公共団体が行う場合
- ② 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- ③ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合（電気事業法に基づく一定の電気工作物 等）

## 3. 許可基準

次のいずれにも該当しない場合には、許可しなければならない。

- ① 災害の防止：土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること
- ② 水 害 防 止：水害を発生させるおそれがあること
- ③ 水源かん養：水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること
- ④ 環境の保全：地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること

# 林地開発許可制度の体系図



注：〔 〕は、根拠法である森林法の条項を示す。